

# なんたん

No. **3**

平成18年12月号

南丹市農業委員会だより



地域ぐるみで  
**きばっています**  
 (黒大豆の収穫作業…日吉町殿田「大向営農組合」)

大向営農組合朝市名物「黒豆大福」

- 農業所得の申告について…………… 2~3
- いきいき南丹の農業…………… 4~5
- 農地法の申請手続きの流れ…………… 6
- 農業委員会のうごき…………… 7
- なんたんあっちこっち…………… 8
- 編集後記…………… 8

■大向営農組合のプロフィール  
 (4ページ・5ページに関連記事)

名称:大向営農組合  
 代表者:吉田藤三良  
 設立:平成7年  
 区域内農用地面積:6.3ha  
 区域内農家数:23戸  
 組織構成員戸数:23戸

経営面積 (水稲)……………415.5a  
 (黒大豆)……………128.0a  
 (小豆)……………7.2a  
 (野菜)…………… 57.2a

所有農機具

- トラクター…………… 2台
- 田植機…………… 1台
- コンバイン…………… 1台
- 乾燥機(豆類用) 1台
- 土寄せトラクター 1台
- 黒大豆脱粒機… 1台
- 黒大豆移植機… 1台

事業内容

- ・水稲の作業受託
- ・黒大豆の集団栽培
- ・加工事業
- ・朝市運営
- ・市民農園開設

※数字は平成17年度  
 ※経営面積は、組織構成員の経営面積

発行 南丹市農業委員会

編集 南丹市農業委員会広報委員会

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

TEL.0771-68-0067 FAX.0771-63-0654 E-mail co-nougyo@city.nantan.kyoto.jp

農業所得の申告は平成18年産から標準申告（面積課税）が廃止となり、実際の収入金額から必要経費を差し引く収支計算により申告いただくこととなります。



収支に関わる書類の整理を

# 農業所得の申告は 収支計算です

南丹市提出用収支内訳書については、各支所地域総務課税政係または、京都農協の南丹市管内各支店に備え付けてあります。

平成十八年産から農業経営者の方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により、農業所得金額を計算し申告することとなります。

なお、申告書類に記入する金額の科目は左表のとおりになりますので、収支の分かる書類（伝票、領収書など）は左表を参考にして整理し、来年の申告（平成十九年二月～三月）に備えておきましょう。

◇ 原則、収支計算による申告が必要ですが、次の場合は農業所得収支内訳書を提出しなくても差し支えありません。（国保税の軽減など、収入や所得により判定される軽減制度等を受けていない方に限ります）

- 家事消費・親戚等への販売しない米（縁故米）の場合
- 収支計算の結果、所得金額が黒字にならない場合

◎ 農業以外の所得があれば、農業所得の赤字を他の所得と損益通算できる場合があります。

◎ 収入金額の分かる書類

例：仮渡金計算書・精算書、出荷伝票、請求書（控）、領収書（控）、預金通帳、家事消費した農産物の数量・金額の根拠、農作業手間賃など雑収入の分かるもの

◎ 必要経費の分かる書類

例：農業用資材、水利費、土地改良費の領収書など、購買利用代金明細書・小作料の領収書、農業用資産の納税通知書（農業用事業資産の固定資産税・軽自動車税）

収支内訳書作成（記帳）相談会を開催します。

農業所得収支内訳書作成のための記帳相談会を開催します。各支所ごとに行いますので、詳しくは「お知らせなんたん」をご覧ください。

問い合わせ先

市役所税務課市民税係  
☎(0771)68-0004  
各支所地域総務課税政係  
園部 ☎68-0010  
八木 ☎42-2300  
日吉 ☎68-0031  
美山 ☎68-0040  
園部税務署  
☎(0771)62-1019

# ◆農業所得の主な記帳内容

各科目ごとに収支の書類を整理していただくと、申告の際に便利です。

## 収支計算の算式

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

### 1.収入金額関係

科目	内 容
収入金額	① 販 売 金 額 野菜類、果実類のうち、収穫から販売・消費までの期間が短いものについては、販売の都度、数量、単価、金額を記載します。（穀物類など収穫から販売・消費までの期間が長いものについては、収穫時に農産物受払帳への数量の記載が必要です） なお、共同出荷などで出荷時に単価、金額が確定せず、納品書などの保存が確実に行われているものについては、現実に代金を受け取った時に現金収入とすることができず、年末までに代金を受け取らなかった場合には、年末における売掛金の残高を収入金額に加算しなければなりません。（例）米の精算通知 ライスセンターの精算書など 畜産物など兼業収入および養蚕収入についても、販売または収入時に、数量、単価、金額を記載します。
	② 家 事 消 費 費 農産物を家事および事業（雇用費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫したときの生産者販売価格により計算して記入します。
	③ 雑 収 入 イ、稲わら、鶏ふんなどの売却による収入は、雑収入に計上します。 ロ、出荷奨励金などのリベートは、雑収入に計上します。 ハ、国、地方公共団体などからの補助金、共済対象作物に対する補てん金、価格安定基金対象作物に対する補てん金は、雑収入に計上します。（例）米対策などの補助金などの決定通知書（産地加産金など）

### 2.必要経費関係（農業に使用したものの領収書など）

経費	⑧ 雇 人 費	常雇、臨時雇人などの労賃	
	⑨ 小 賃 料	農業用の土地、建物の借用料、小作料、農具などの賃借料、農協などの施設利用料	
	⑩ 減 価 償 却 費	建物、農機具、農用自動車、搾乳牛などで、取得価格が10万円以上で使用可能期間が1年以上の固定資産の償却費（国などから補助金を受けて購入した場合は、購入価格から補助金相当額を控除した額が取得価額となることでもありますのでご注意ください）	
	⑫ 利 子 割 引 料	農業用借入金に係る支払い利息	
	その他の経費	㊦ 租 税 公 課	農業に関連して納付すべきこととなった税金や賦課金 （例）イ、租税…固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税、自動車取得税、自動車重量税、不動産取得税など ロ、公課…水利費、農業組合費など
		㊧ 種 苗 費	種子、苗類、種芋などの購入費用
		㊨ 素 畜 費	子牛、子豚、ひななどの取得費（引取運賃、種付費などを含みます）
		㊩ 肥 料 費	肥料の購入費用
		㊪ 飼 料 費	飼料の購入費用
		㊫ 農 具 費	取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
		㊬ 農 薬 費	農薬の購入費用や共同防除費など
		㊭ 衛 生 費	家畜用薬剤の購入費用や家畜の診療費、保健衛生費など
		㊮ 諸 材 料 費	ビニール、防風寒資材、むしろ、縄、釘、針金、ロープ、くい、竹材などの諸材料の購入費用
		㊯ 修 繕 費	農具、農用自動車、建物および施設などの修理に要した費用（大修繕は含みません）
		㊰ 動 力 光 熱 費	電気、ガス、水道料金や灯油、重油、ガソリンなどの燃料費
		㊱ 作 業 用 衣 料 費	作業衣、地下足袋などの購入費用
		㊲ 農 業 共 済 掛 金	水稻、家畜などに係る共済掛金、価格損失補てんのための負担金など
㊳ 荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）時に支払う手数料		
㊴ 土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用		
㊵ 雑 費	上記以外の費用で農業に関連して支出した費用		

特集

いきいき



南丹の農業

中山間地である南丹市の農業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっていますが、そんな中でも、南丹市には、今後の農業経営のモデルあるいはヒントになるような優良な事例がたくさんあります。

そんな、いきいき、きらきらとした取り組みを、連載で紹介していきたいと思います。

地域ぐるみで 老ばっていまふ

## 大向宮農組合

(日吉町殿田地区)

第1回は、水稻の作業受託から集団での黒大豆栽培、加工事業、朝市の運営、体験農園の開設と幅広い事業展開を行っておられる日吉町殿田の「大向宮農組合」を紹介します。

大向宮農組合(吉田藤三良組合長)は、日吉町殿田地区のうち、大向地区に農地を所有されている農家で構成されている組織です。

園部方面から日吉ダムに向かって車を進めると、ちょうどダム手前の左側(桂川と府道の間)に一連の農地が広がっていますが、このあたりが殿田大向地区になります。

区域内の農用地面積は約六・三畝で、構成農家数は二十三戸になります。

主な事業は水稻の作業受託と、生産調整(転作)としての黒大豆の集団栽培、加工事業、朝市の運営、そして体験農園の開設と、幅広い内容となっています。

設立は平成七年で、高齢化が進む地区の作業受託や生産調整への取り組みを進めることを目的として設立されま

した。

その後、平成十年に日吉ダムやスプリングスひよしが開設したことに伴い、これら施設への観光入込み客を大向地区に立ち寄りさせ、地域の活性化につなげていくことも大きな目的となっています。

〈作業受託〉

大向地域全体で水稻は約四・二畝作付けされていますが、このうち耕起等で約二・六畝、田植えおよび稲刈りでは約三畝と、実に地区全体の四分の三の作業受託をされています。

さらに、地区外の水稲作業も受託されており、全体の受託面積は約四・五畝となっています。

〈黒大豆の集団栽培〉

黒大豆は、地区全体の水田面積の約二割に当たる一・三畝のほ場で、集団作業により取り組まれています。

地区内に建築された集出荷場内には、手作りでの大型の乾燥調製設備を設置され、良質な黒大豆の出荷に努められています。

〈加工事業〉

平成十四年度に農産物加工場を整備され、お寿司や惣菜、漬物の生産に取り組みれています。

加工品は、スプリングスひよしや直

営の朝市で販売されています。

〈朝市〉

殿田大向地域は、日吉ダムやスプリングスひよしの入口部分にあり、多くの観光客が通過されます。

これらの観光入込み客を主な対象として、平成十三年から朝市を開設されています。

朝市開催日は毎週土・日曜日です。



▲大向宮農組合「朝市」

〈体験農園〉

主に都市住民との交流を目的として、農産物の作付けや収穫体験を行う体験農園を開設されています。

高齢化が進み、担い手がない中で、先祖から伝わった農地が荒れていくのは寂しく、地域で何とかしたいという思いから取り組んでいます。

組合を法人化し、有機米に取り組んで、おいしい売れる米を作りたいと思います。



大向営農組合  
組合長  
吉田 藤三良

大向営農組合は、現在は法人格はなく任意組織ですが、平成十九年度から始まる「品目横断的経営安定対策」への対応や、活動基盤の強化を目的とし、平成十九年四月を目標として法人（農事組合法人）化への準備を進められています。

### 〈今後の取り組み〉

サツマイモの収穫イベントの開催などのほか、年間を通じて一区画（二〇平方メートル）を自由に利用する形で農業体験をされる方を募集し、技術指導をしながら、都市住民に土とのふれあいの場を提供されています。（総区画数六十、うち利用中四十五区画。なお、形的には市民農園と同じです）



## 祭 殿田いなが祭り

主催・殿田いなが実行委員会・役員 殿田区

大向営農組合の地元、殿田地域では、殿田いなが祭り実行委員会（中安県委員長）主催で毎年11月に区民上げてのイベント「殿田いなが祭り」を開催されています。

今年は、スローガンを「すばらしい自然豊かな殿田の良さを見つめ、親睦と活性化を図ろう！」とし、11月19日に開催されました。

あいにくの小雨まじりで、子供みこしは中止となりましたが、農産物や加工品の品評会、展示即売のほか、うどん・タコ焼きなどのモギ店、餅つきなどでにぎわいました。

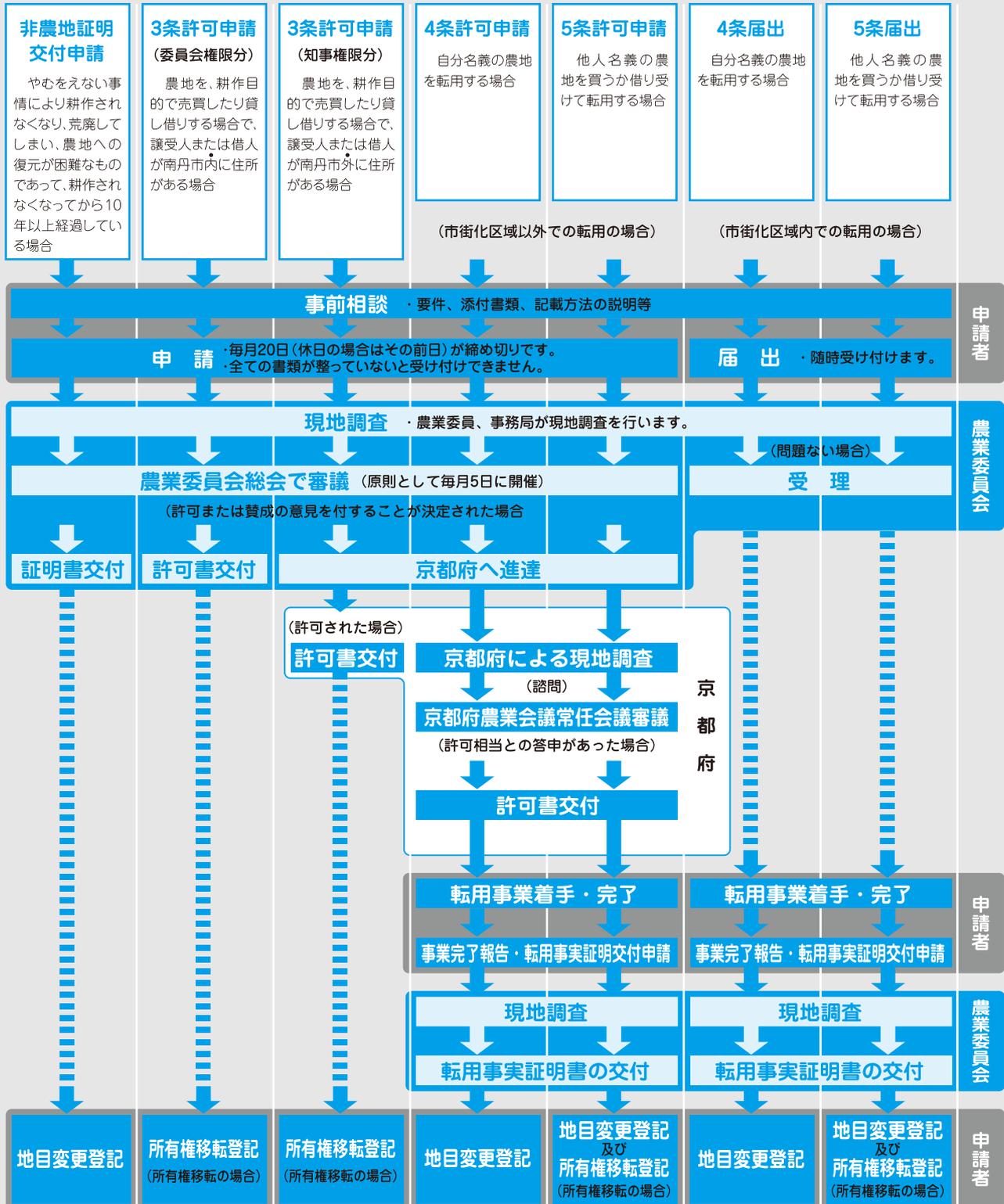


▲ ゆかいな「かかし」も登場しました!!



# 農地法に基づく許可申請(届出)から許可(受理)までの流れ

農地を売ったり、貸したり、転用（農地以外のものにする）するときには、農地法に基づく手続きが必要となります。  
 許可は、農業委員会が行うもの、京都府が行うものなどありますが、その流れについてご説明します。



※2haを超え4ha以下の転用の場合は、京都府知事と農林水産大臣との協議が行われます。また、4haを超える転用は農林水産大臣の許可となります。

# 農業委員会のうごき

## 農地パトロールを実施



▲ 美山町地内

十月十六日から十九日の四日間、市内を九班に分けて、農地パトロールを実施しました。

過去一年間に転用の手続きのあった案件(五十六カ所)が計画通りに施工されているかの確認と、農業委員が事前に各担当区域を回り把握した遊休農地(五十筆)の実態を把握するために行ったものです。

転用案件については、事業がまだ完了していないものが若干あったものの、違反事案となるものはありませんでした。

また、遊休農地につきましては、所有者の方に、何らかの改善を講じていただくよう、指導を行いました。

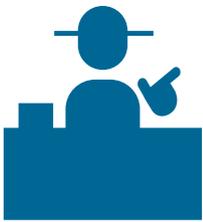
## 農業委員会委員選挙人名簿の整備を行います

農業委員会では、毎年一月一日現在の各農家の状況を、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」により審査し、選挙管理委員会が選挙人名簿を作成しています。

申請書は、十二月下旬に区長さんを通じ配布しますので、一月十日までに、区長さんまでご提出願います。

選挙人名簿に登載できるのは、次の要件を有する方です。

- ① 平成十九年一月一日現在で、南丹市内に住所を有する方
- ② 平成十九年三月三十一日現在で満二十歳以上の方
- ③ 農業経営者で、十アール(一反)以上の農地を耕作している方
- ④ ③と同居の家族の方で、年間六十日以上農業に従事している方



## 全国農業新聞を読みましょう

品目横断的経営安定対策など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではないですね。



新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報があつて盛りだくさんの情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。  
お申し込みは農業委員会事務局まで。

発行所 全国農業会議所

発行日 毎週金曜日

購読料 月額600円



なんたん

# あっちこっち

とにかく広い南丹市。

南丹市のあちらこちらでは、その地域ならではの面白く、楽しい、また興味深い取り組みがされています。

そんな南丹市の、**あっちこっち**のできごとを紹介します。



## 小豆の機械収穫進む(八木町)



京のブランド産品で、丹波地方特産の小豆「京都大納言」の収穫が各地で進んでいます。

小豆といえば、昔から「さやーさやを『手もぎ』で収穫しており、農家にとってはかなり厳しい作業です。そのため、生産農家の高齢化などから、年々栽培面積が減少していました。

一方、丹波地方でとれる「京都大納言」は、気候風土に適していることから大粒で、香りや味などが高品質で、和菓子業界では高い評価を得、その安定供給が強く求められています。

こうした中、八木町北広瀬地区に和菓子の老舗「虎屋」(本社東京)の新工場建設が決まり、平成十九年秋季の完成を目指して現在急ピッチで工事が進められています。

これに対応し、南丹市八木町地区では、虎屋への原材料供給を視野に、今年から小豆の大規模な生産に取り組み、昨年まで集団栽培ではほとんどゼロであったものが、今年は一気に二〇畝に拡大しました。また、規模拡大を図るため機械



化による省力栽培の検討を進め、今年から、刈り取りと同時に脱穀ができる汎用コンバインによる収穫作業に取り組みことになりました。

小豆の大規模産地である北海道では既に進められているコンバインによる収穫ですが、京都府下で本格的に取り組まれるのは八木町地区が初めてです。

(取材 若井勝美副委員長)

## 編集後記

### 収穫の秋に思う

今年も、十月中旬にしてようやく稲刈りが終わった。

九州では台風被害で作況指数が四九になるような県もあったようで、全国的にも九六の「やや不良」であったが、私の方では病害虫の被害も少なく、まずまずの収穫であった。

しかし、秋も深まり、最後の収穫が始まっている八木町特産の「山の芋」が、収量、質とも悪いように聞く。

新たな経営安定対策が始まる中、各地では法人化営業に向けた取り組みが動き始めているが、新たな農政政策で農業がうまく稼働しているのか心配だ。

(広報委員会副委員長 若井勝美)



山の芋の収穫風景と山の芋